

消防法が改正され、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

あなたの家に 住宅用火災警報器等を 設置しましょう。

なぜ住宅に火災警報器等が必要なのですか？

住宅火災による死者が急増中です。

「住宅火災による死者数」は、建物火災による死者数の約9割に及びます。

住宅以外の建物火災による死者数
121人(10.4%)

住宅火災による死者数
1,038人(89.6%)

建物火災による
死者数1,159人

「住宅火災による死者」の約6割が逃げ遅れによるものです。

その他
297人(28.6%)

出火後再進入
26人(2.5%)

着衣着火
70人(6.7%)

住宅火災による
死者数1,038人

逃げ遅れ
645人(62.2%)

平成16年中の火災データ(消防庁)※放火自殺者による死者を除く。

住宅火災から大切な命を守るためには、火災の早期発見が不可欠です。

住宅用火災警報器等は、感知器を天井や壁面に設置して、住宅火災による煙や熱を自動的に感知、音や音声で警報を発することができます。これによって、就寝中など火災に気づきにくい状況でも早期の発見が可能になります。



火消しまさむね君

協力/伊達家伯記念會

① いつから設置が義務付けられるのですか？

- ① 新築住宅については、平成18年6月1日からです。
- ② 既存住宅（平成18年6月1日に現に存する住宅又は新築、増築、改築等の工事中の住宅）については、平成20年5月31日までに設置しなければなりません。

これから住宅の新築・改築・増築等を予定されている方は、併せて住宅用火災警報器等の設置について、ご検討いただきますようお願いします。

② どのような住宅に設置が義務付けられるのですか？

全ての戸建住宅や共同住宅が対象です。

〔なお、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置が免除される場合があります。〕

③ 住宅用火災警報器等とはどんなものですか？

住宅における火災の発生を早期に感知し、警報音や音声で知らせる警報器・設備です。

○ 「住宅用火災警報器」

●●● 感知部、警報部が一体となった
単体タイプの警報器

○ 「住宅用自動火災報知設備」

●●● 感知器、受信機、中継器などから構成される
システムタイプの警報設備

④ 住宅用火災警報器にはどんな種類があるのですか？

「煙式」と「熱式」があります

煙式

煙を感知する警報器です。実際の火災は熱よりも煙の方が早く広がることが多く、居室や階段への設置に適しています。



熱式

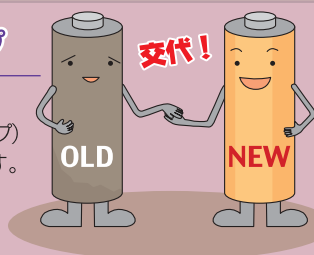
熱を感知する警報器です。台所や火災以外の煙が発生しやすい場所への設置に適しています。



「電池を使うタイプ」と「家庭用電源を使うタイプ」があります

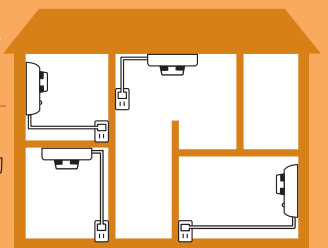
電池を使うタイプ

電池の交換
電池切れ警報（音またはランプ）が出たら、電池を交換します。



家庭用電源(100V)を使うタイプ

コンセントへ差し込むもの
コンセントがあれば、比較的簡単に設置できます。

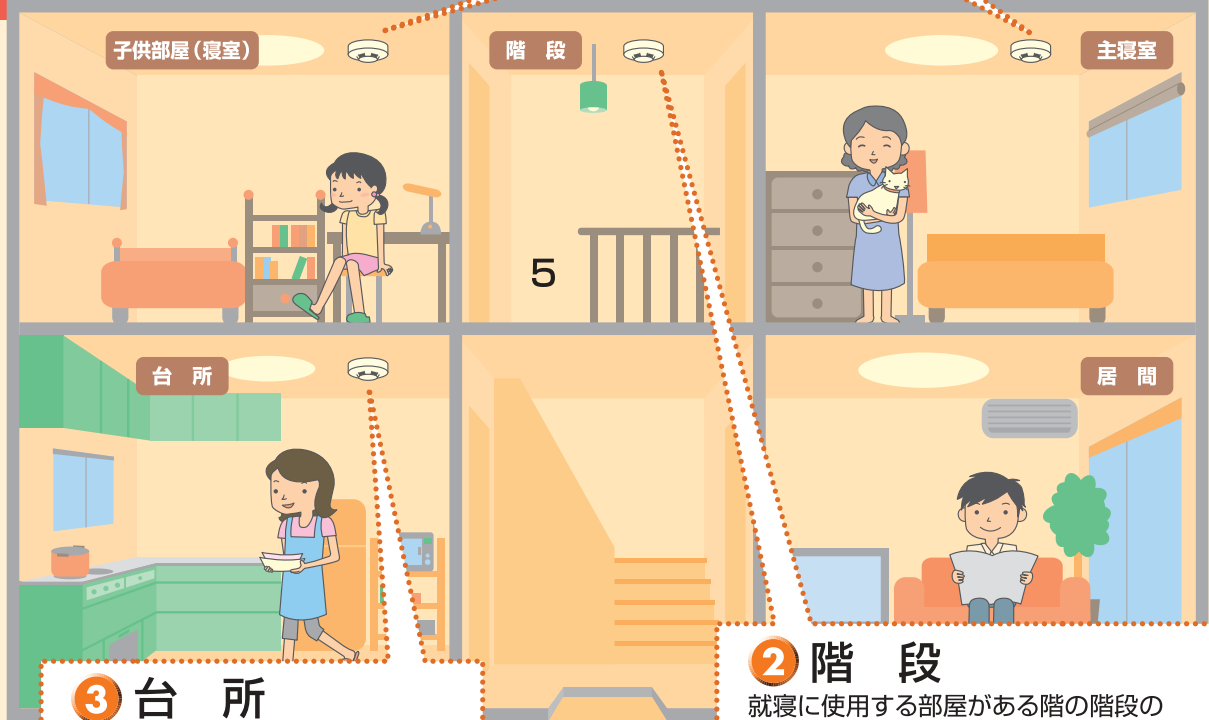


住宅用火災警報器はどこに設置するの？

設置場所を チェック

1 寝室

就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。



3 台所

台所の天井又は壁面に設置します。

2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。
(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)の階段は除く)

4 3階建て以上では

住宅用火災警報器を設置しない階で、就寝に使用しない居室が2階以上連続する場合、住宅用火災警報器を取り付けた階から2階離れた居室のある階の階段に設置します。

5 1階に7m²(4畳半)以上の居室が5以上ある階には

上記までの基準で、住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で、7m²(4畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下等に、住宅用火災警報器の設置が必要です。

※原則として煙式の住宅用火災警報器を設置してください。ただし、日常的に煙や蒸気が多い台所については、熱式の住宅用火災警報器とすることができます。

設置上の注意点(天井・壁面の取付位置)

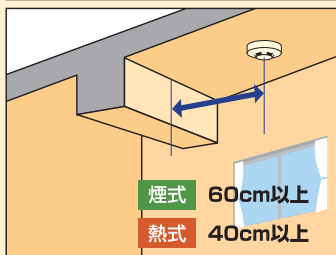
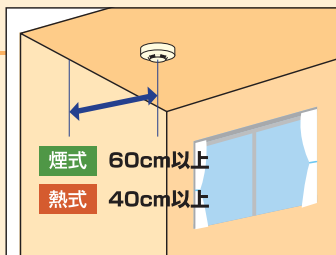
<天井の場合>

壁面からの取付位置

住宅用火災警報器の中心を壁・梁から次の通り離します。

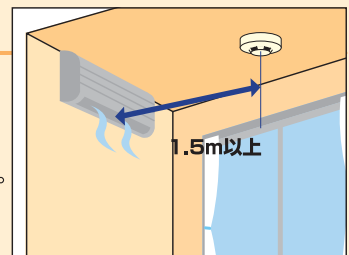
煙式 60cm以上

熱式 40cm以上



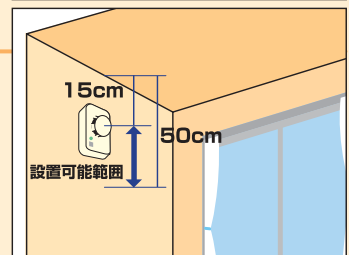
エアコン等の吹出し口 付近の取付位置

エアコンなどの吹出し口から1.5m以上離します。



<壁面の場合>

住宅用火災警報器の中心が天井から15~50cm以内にくるように取り付けます。



住宅用火災警報器を購入する際の注意点は？

①住宅用火災警報器の選び方

住宅用火災警報器は消防設備業者や量販店などで販売されることとなりますが、市場価格は国産品、外国製品によりさまざまです。(数千円～1万数千円程度)

販売店についてのご案内

【参照】「住宅防火対策推進協議会」ホームページ[データ集]
<http://www.jubo.go.jp/index2.html>

住宅用火災警報器等の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があり、この検査に合格した鑑定マークが付いている製品を購入の目安としてください。



住宅用火災警報器等に関するご質問は、
下記の「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にご相談ください。

 **0120-565-911**

受付時間:月曜から金曜までの午前9時から午後5時(土、日及び祝祭日は除く)

②悪質な訪問販売にご注意!

住宅用火災警報器等の設置義務化に伴い、今後、巧妙な手口を使った悪質な訪問販売などのトラブルの発生が危惧されます。契約を急がせる事業者は要注意です。その場ですぐ契約せず、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。なお、次の点にご注意ください。

- 消防職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器等の斡旋や販売をすることはありません。
- 消防署や区役所が特定の業者に斡旋や販売の依頼をすることはありません。
- 訪問販売では、**クーリングオフ制度**が認められています。契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので、契約書や領収書などを確実に保存し、早急に仙台市消費生活センターにご相談ください。

なお、3,000円未満の現金取引の場合は、クーリングオフはできません。

仙台市消費生活センター (<http://www.city.sendai.jp/shimin/syouhi-c/index.html>)

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 仙台141ビル5F

仙台市消費生活相談ダイヤル 022-268-7867 (なやむな)

受付時間：午前9時～午後6時(土日・祝日も)

●記載内容に関するお問合せ

仙台市消防局警防部予防課予防係

TEL022-234-1111 FAX022-234-1411 E-mail:syo018050@city.sendai.jp